

平成 14 年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

平成 14 年度に実施した有害大気汚染物質モニタリング調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。

1. 目的

有害大気汚染物質については、多様な物質が環境大気中から検出されており、その長期間暴露による健康への影響が懸念されています。大気汚染防止法第 18 条の 23 及び第 22 条の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するためモニタリング調査を実施しました。

2. 調査地点、調査項目

調査は、一般環境 4 地点、沿道 2 地点で実施しました。測定項目は、平成 9 年 2 月 4 日に環境基準が告示されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの 3 物質、平成 13 年 4 月 20 日付けで環境基準が告示されたジクロロメタンのほか、優先取組物質に指定されている揮発性有機化合物 5 物質並びに優先取組物質 6 物質を含む重金属類 11 物質としました。

3. 調査期間

平成 14 年 4 月から平成 15 年 3 月まで毎月 1 回、24 時間の採取により測定しました。

4. 調査結果

	測定地点	住所	用途地域
1	さいたま市役所測定局	浦和区 常盤 6-4-4	商業地域
2	駒場測定局	浦和区 駒場 2-1	指定なし
3	大宮測定局	大宮区 大門町 3-3	商業地域
4	春里測定局	見沼区 小深作 268-19	第 1 種中高層住居専用地域
5	曲本自排測定局	南区 曲本 1-21	第 2 種住居地域
6	三橋自排測定局	西区 三橋 5-60	市街化調整区域
7	大宮総合行政センター屋上	大宮区 大門町 3-1	商業地域

(1) 揮発性有機化合物 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質	測定地点						平成 13 年度 全国調査結果	環境基準
	一般環境				沿道			
	1	2	3	4	5	6		
トリクロロエチレン	2.0	2.0	2.1	1.8	—	—	1.3	200
テトラクロロエチレン	0.68	0.55	0.51	0.40	—	—	0.52	200
ベンゼン	1.8	1.8	2.0	2.0	2.2	2.3	2.2	3
アクリロニトリル	0.14	0.12	0.14	0.12	—	—	0.14	—
塩化ビニルモノマー	0.050	0.048	0.040	0.040	—	—	0.11	—
クロロホルム	0.17	0.19	0.16	0.15	—	—	0.29	—
1,2-ジクロロエチレン	0.11	0.10	0.098	0.10	—	—	0.14	—
ジクロロメタン	3.4	3.3	3.0	2.7	—	—	3.0	150
1,3-ブタジエン	0.22	0.24	0.24	0.26	0.33	0.38	0.33	—

(2) 重金属類 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質	測定地点		平成13年度 全国調査結果
	一般環境		
	1	7	
ニッケル	0.0052	0.0070	0.0062 (0.00015~0.044)
ひ素	0.0019	0.0017	0.0018 (0.00012~0.020)
マンガン	0.022	0.023	0.034 (0.00090~0.24)
ベリリウム	0.000060	0.000060	0.000053 (0.0000039~0.00066)
クロム	0.0052	0.0057	0.0072 (0.000086~0.10)
亜鉛	—	0.15	—
鉛	—	0.023	—
カドミウム	—	0.00066	—
銅	—	0.081	—
鉄	—	0.62	—
水銀	—	0.0029	0.0023 (0.00022~0.0060)

注) 測定値について

測定結果は、月毎の測定値について検出下限値以上定量下限値未満の測定値はその数値、検出下限値未満の数値は検出下限値の1/2を用いて各月の算術平均したものを年平均値としました。

また、比較のため示した全国調査結果は、定量下限値未満の測定値はその1/2の数値を用いて算出した年平均値の平均値と範囲です。年平均値の算出結果が定量下限値未満の場合はかっこ書きで示しました。環境省が公表した平成13年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果から引用しました。

5. 調査結果概要

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、全4地点で環境基準を達成しました。さらに、ベンゼンも全6地点で環境基準を達成しました。

平成15年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

平成15年度に実施した有害大気汚染物質モニタリング調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。

1 目的

有害大気汚染物質については、多様な物質が環境大気中から検出されており、その長期間暴露による健康への影響が懸念されています。大気汚染防止法第18条の23及び第22条の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するためモニタリング調査を実施しました。

2 調査地点、調査項目

調査は、一般環境4地点、沿道2地点で実施しました。測定項目は、平成9年2月4日に環境基準が告示されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質、平成13年4月20日付で環境基準が告示されたジクロロメタン、平成15年9月30日付で指針値が告示されたアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4物質のほか、優先取組物質に指定されている揮発性有機化合物3物質並びに優先取組物質4物質を含む重金属類11物質としました。

3 調査期間

平成15年4月から平成16年3月まで毎月1回、24時間の採取により測定しました。

4 調査結果

	測定地点	住所	用途地域
1	さいたま市役所測定局	浦和区常盤 6-4-4	商業地域
2	駒場測定局	浦和区駒場 2-1	指定なし
3	大宮測定局	大宮区大門町 3-3	商業地域
4	春里測定局	見沼区小深作 268-19	第1種中高層住居専用地域
5	曲本自排測定局	南区曲本 1-21	第2種住居地域
6	三橋自排測定局	西区三橋 5-60	市街化調整区域
7	大宮区役所屋上	大宮区大門町 3-1	商業地域

(1) 揮発性有機化合物 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質	測定地点						平成14年度 全国調査結果	環境基準(*1) 指針値(*2)
	一般環境				沿道			
	1	2	3	4	5	6		
トリクロロエチレン	1.5	1.8	1.5	1.5	—	—	1.0	200 *1
テトラクロロエチレン	0.73	0.51	0.46	0.38	—	—	0.43	200 *1
ベンゼン	1.6	1.6	1.7	1.8	2.1	2.1	2.0	3 *1
アクリロニトリル	0.15	0.15	0.15	0.16	—	—	0.12	2 *2
塩化ビニルモノマー	0.044	0.041	0.045	0.059	—	—	0.11	10 *2
クロロホルム	0.17	0.16	0.15	0.13	—	—	0.27	—
1,2-ジクロロエチレン	0.10	0.10	0.10	0.11	—	—	0.13	—
ジクロロメタン	3.0	2.7	2.6	2.1	—	—	2.9	150 *1

1,3-ブタジエン	0.23	0.26	0.25	0.27	0.35	0.36	0.26	—
-----------	------	------	------	------	------	------	------	---

(2) 重金属類 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質	測定地点		平成14年度 全国調査結果	環境基準(*1) 指針値(*2)
	一般環境			
	1	7		
ニッケル	0.0031	0.0047	0.0061 (0.000018~0.082)	0.025 *2
ひ素	0.0013	0.0013	0.0017 (0.00018~0.039)	
マンガン	0.019	0.020	0.032 (0.0037~0.18)	
ベリリウム	0.000060	0.000060	0.00013 (0.0000020~0.0050)	
クロム	0.0047	0.0051	0.0071 (0.00026~0.11)	
亜鉛	—	0.091	—	
鉛	—	0.013	—	
カドミウム	—	0.00029	—	
銅	—	0.10	—	
鉄	—	0.66	—	
水銀	—	0.0025	0.0021 (0.00032~0.0054)	0.04 *2

注) 測定値について

測定結果は、月毎の測定値について検出下限値以上定量下限値未満の測定値はその数値、検出下限値未満の数値は検出下限値の1/2を用いて各月の算術平均したものを年平均値としました。

また、比較のため示した全国調査結果は、定量下限値未満の測定値はその1/2の数値を用いて算出した年平均値の平均値と範囲です。年平均値の算出結果が定量下限値未満の場合はかっこ書きで示しました。環境省が公表した平成14年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果から引用しました。

5 調査結果概要

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びベンゼンの4物質全てにおいて環境基準を達成しました。また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物の4物質全てにおいて指針値を達成しました。

平成16年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

平成16年度に実施した有害大気汚染物質モニタリング調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。

1 目的

有害大気汚染物質については、多様な物質が環境大気中から検出されており、その長期間暴露による健康への影響が懸念されています。大気汚染防止法第18条の23及び第22条の規定に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するためモニタリング調査を実施しました。

2 調査地点、調査項目

調査は、一般環境4地点、沿道2地点で実施しました。測定項目は、平成9年2月4日に環境基準が告示されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質、平成13年4月20日付で環境基準が告示されたジクロロメタン、平成15年9月30日付で指針値が告示されたアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4物質のほか、優先取組物質に指定されている揮発性有機化合物3物質並びに優先取組物質4物質を含む重金属類11物質、さらに16年度からアセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、酸化エチレン、ベンゾ[a]ピレン、バナジウムを新たに測定物質に加えました。

3 調査期間

平成16年4月から平成17年3月まで毎月1回、24時間の採取により測定しました。

4 調査結果

	測定地点	住所	用途地域
1	さいたま市役所測定局	浦和区常盤 6-4-4	商業地域
2	駒場測定局	浦和区駒場 2-1	指定なし
3	大宮測定局	大宮区大門町 3-3	商業地域
4	春里測定局	見沼区小深作 268-19	第1種中高層住居専用地域
5	曲本自排測定局	南区曲本 1-21	第2種住居地域
6	三橋自排測定局	西区三橋 5-60	市街化調整区域
7	大宮区役所屋上	大宮区大門町 3-1	商業地域

(1) 揮発性有機化合物 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質	測定地点						平成15年度 全国調査結果	環境基準(*1) 指針値(*2)
	一般環境				沿道			
	1	2	3	4	5	6		
トリクロロエチレン	2.2	2.2	2.0	1.9	—	—	0.92	200 *1
テトラクロロエチレン	0.73	0.51	0.55	0.48	—	—	0.38	200 *1
ベンゼン	1.7	1.7	1.9	2.0	2.4	2.4	1.9	3 *1
アクリロニトリル	0.12	0.13	0.12	0.12	—	—	0.13	2 *2
塩化ビニルモノマー	0.020	0.020	0.019	0.020	—	—	0.066	10 *2
クロロホルム	0.16	0.17	0.16	0.13	—	—	0.24	—
1,2-ジクロロエタン	0.076	0.076	0.071	0.076	—	—	0.13	—

ジクロロメタン	3.4	3.2	2.9	2.8	—	—	2.4	150 *1
1,3-ブタジエン	0.20	0.23	0.25	0.28	0.40	0.40	0.29	—
アセトアルデヒド	4.3	—	—	—	—	3.9	2.6	—
ホルムアルデヒド	3.5	—	—	—	—	4.3	3.0	—
酸化エチレン	0.13	—	—	—	—	0.16	0.11	—

(2) 重金属類等 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定物質	測定地点			平成15年度 全国調査結果	環境基準(*1) 指針値(*2)
	一般環境		沿道		
	1	7	6		
ニッケル	—	0.0039	—	0.0059 (0.00079~0.055)	0.025 *2
ひ素	—	0.0015	—	0.0017 (0.00017~0.040)	—
マンガン	—	0.027	—	0.031 (0.0033~0.26)	—
ベリリウム	—	0.000060	—	0.000044 (0.0000026~0.00061)	—
クロム	—	0.0040	—	0.0072 (0.00031~0.12)	—
亜鉛	—	0.16	—	—	—
鉛	—	0.0074	—	—	—
カドミウム	—	0.00037	—	—	—
銅	—	0.034	—	—	—
鉄	—	1.0	—	—	—
バナジウム	—	0.0028	—	—	—
水銀	—	0.0024	—	0.0023 (0.00017~0.0058)	0.04 *2
ベンゾ[a]ピレン	0.00019	—	0.00034	0.00031 (0.000014~0.0030)	—

注) 測定値について

測定結果は、月毎の測定値について検出下限値以上定量下限値未満の測定値はその数値、検出下限値未満の数値は検出下限値の1/2を用いて各月の算術平均したものを年平均値としました。

また、比較のため示した全国調査結果は、定量下限値未満の測定値はその1/2の数値を用いて算出した年平均値の平均値と範囲で、環境省が公表した平成15年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果から引用しました。

5 調査結果概要

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びベンゼンの4物質全てにおいて環境基準を達成しました。また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物の4物質全てにおいて指針値を達成しました。

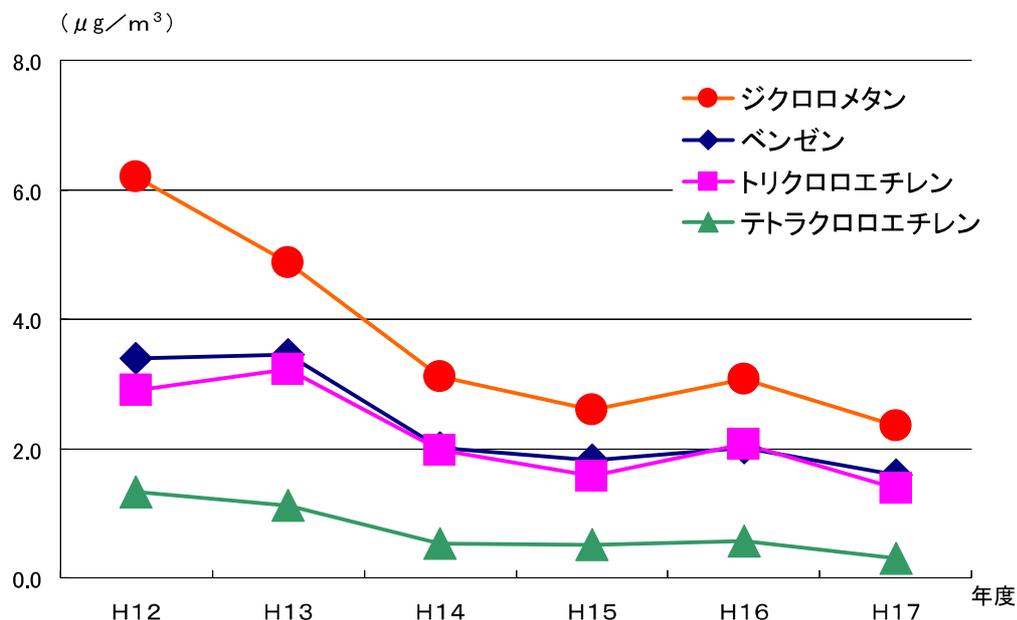
平成17年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

環境基準及び指針値が設定されている8物質については、全ての地点で基準を満たしました。継続調査地点における平均値の経年推移は、平成16年度に高い数値を示しましたが、全体的には減少もしくは横ばい傾向にあります。

環境基準設定されている物質

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査物質	調査地点							平成17年度 全国調査結果	基準値
	一般環境				沿道				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
ベンゼン	1.3	1.4	1.6	1.5	1.8	2.0	1.5	1.7	3
トリクロロエチレン	1.3	1.3	1.3	1.6	-	-	-	0.75	200
テトラクロロエチレン	0.4	0.29	0.29	0.25	-	-	-	0.28	200
ジクロロメタン	2.4	2.4	2.3	2.3	-	-	-	2.1	150



測定地点における平均値の経年推移 (環境基準設定物質)

指針値が定められている物質

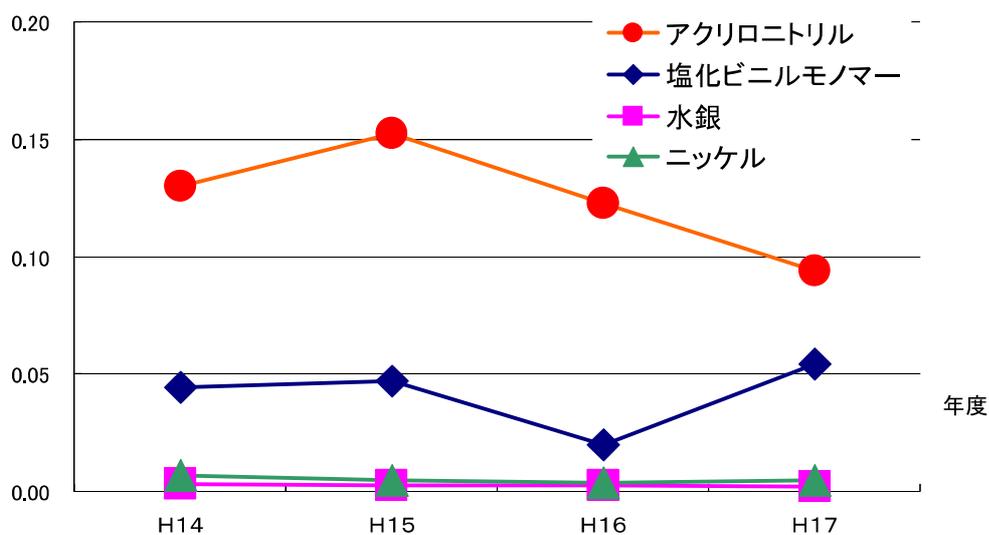
(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査物質	調査地点					平成17年度 全国調査結果	指針値
	一般環境						
	①	②	③	④	⑧		
アクリロニトリル	0.076	0.1	0.1	0.1	-	0.10	2
塩化ビニルモノマー	0.032	0.049	0.068	0.068	-	0.069	10
水銀 ^{※1}	-	-	-	-	2.1	2.3	40
ニッケル ^{※2}	-	-	-	-	4.9	5.3	25

※1：単位は $\text{ng Hg}/\text{m}^3$

※2：単位は $\text{ng Ni}/\text{m}^3$

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)



測定地点における平均値の経年推移 (指針値設定物質)

優先取組物質等に指定されている物質【VOC】（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査物質	調査地点							平成 17 年度全国 調査結果
	一般環境				沿 道			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1.3-ブタジエン	0.14	0.15	0.19	0.19	0.27	0.30	0.21	0.22
クロロホルム	0.18	0.21	0.17	0.16	-	-	-	0.32
1.2-ジクロロエタン	0.057	0.058	0.064	0.053	-	-	-	0.13
アセトアルデヒド	3.2	-	-	-	-	3.3	3.2	2.8
ホルムアルデヒド	4.6	-	-	-	-	5.1	3.6	3.0
酸化エチレン	0.12	-	-	-	-	0.13	0.13	0.093

優先取組物質等に指定されている物質【重金属類等】（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査物質	調査地点				平成 17 年度全国 調査結果
	一般環境		沿道		
	①	⑧	⑥	⑦	
ベンゾ [a] ピレン	0.00016	-	0.00038	0.00026	0.00030
砒素	-	0.0015	-	-	0.0019
マンガン	-	0.026	-	-	0.033
ベリリウム	-	0.0000082	-	-	0.000042
クロム	-	0.0046	-	-	0.0069
亜鉛	-	0.15	-	-	-
鉛	-	0.019	-	-	-
カドミウム	-	0.00056	-	-	-
銅	-	0.038	-	-	-
鉄	-	0.75	-	-	-
バナジウム	-	0.0045	-	-	-

注) 測定結果は、月毎の測定値について検出下限値以上定量下限値未満はその数値、検出下限値未満の数値は検出下限値の 1/2 を用いて各月の算術平均したものを年平均値としました。

また、比較のため示した全国調査結果は環境省が公表した平成 17 年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果から引用しました。

平成18年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

1. 目的

有害大気汚染物質については、多様な物質が環境大気中から検出され、その長期暴露による健康への影響が懸念されています。

本市では、大気汚染防止法第18条の23及び第22条の規定に基づき、有害大気汚染物質の大気汚染状況を把握するためモニタリング調査を実施しました。

2. 調査地点及び調査項目

調査は、一般環境4地点、沿道3地点で実施しました。調査項目は、揮発性有機化合物（以下VOC）14物質、重金属類等13物質としました。

図1 有害大気モニタリング調査地点



表1 調査地点一覧

調査地点	住所	用途地域	
①	さいたま市役所測定局	浦和区常盤 6-4-4	商業地域
②	駒場測定局	浦和区駒場 2-1-1	第1種中高層住居地域
③	大宮測定局	大宮区大門町 3-3	商業地域
④	春里測定局	見沼区小深作 268-19	第1種中高層住居地域
⑤	曲本自排測定局	南区曲本 1-21-1	第2種住居地域
⑥	三橋自排測定局	西区三橋 5-190	指定なし
⑦	西原自排測定局	岩槻区大字岩槻 3750	市街化調整区域
⑧	大宮区役所屋上	大宮区大門 3-1	商業地域

表2 調査項目

VOC（14物質）		重金属類等（13物質）	
ベンゼン	クロロホルム	水銀	鉄
トリクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	ニッケル	鉛
テトラクロロエチレン	アセトアルデヒド	ベンゾ [a] ピレン	カドミウム
ジクロロメタン	ホルムアルデヒド	砒素	銅
アクリロニトリル	酸化エチレン	ベリリウム	バナジウム
塩化ビニルモノマー	トルエン	クロム	
1,3-ブタジエン	キシレン	亜鉛	

3. 調査結果（基準値、指針値有）

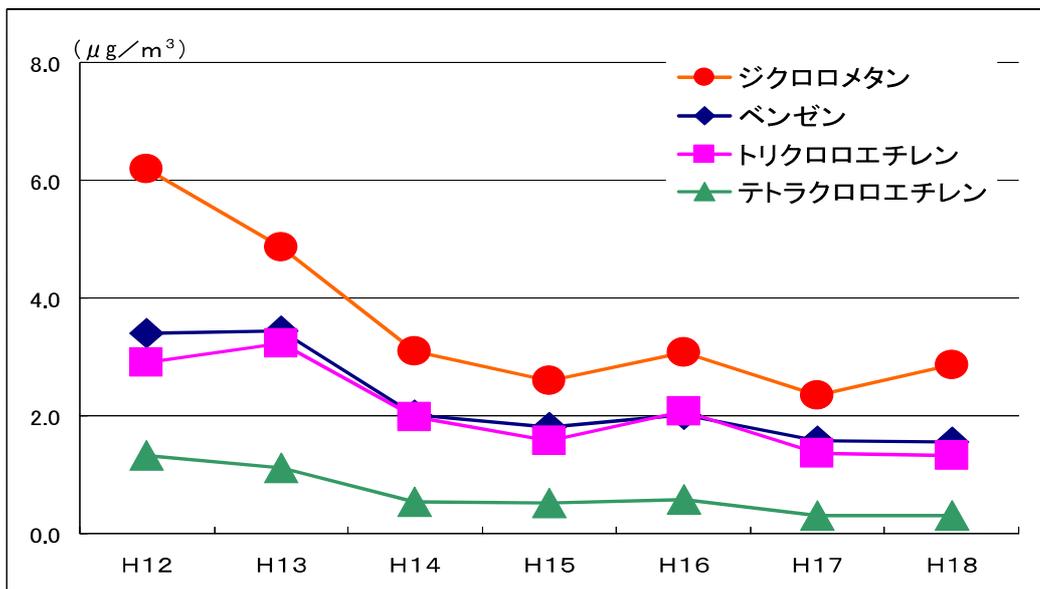
環境基準及び指針値が設定されている11物質については、全ての地点で基準を満たしました。継続調査地点における平均値の経年推移は、平成14年度以降、全体的には減少もしくは横ばい傾向にあります。

1,3-ブタジエン、クロロホルム、1,2-ジクロロメタンの3物質については平成18年11月に新たに指針値が設定されました。

表3 環境基準設定されている物質

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査物質	調査地点							基準値
	一般環境				沿道			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
ベンゼン	1.4	1.4	1.5	1.5	1.8	1.8	1.4	3
トリクロロエチレン	1.4	1.4	1.2	1.3	-	-	-	200
テトラクロロエチレン	0.42	0.29	0.30	0.20	-	-	-	200
ジクロロメタン	2.5	2.7	4.1	2.2	-	-	-	150



年度

図2 継続調査地点における平均値の経年推移（環境基準設定物質）

表4 指針値が定められている物質

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査物質	調査地点								指針値
	一般環境					沿道			
	①	②	③	④	⑧	⑤	⑥	⑦	
アクリロニトリル	0.074	0.10	0.12	0.11	-	-	-	-	2
塩化ビニルモノマー	0.010	0.010	0.010	0.010	-	-	-	-	10
1,3-ブタジエン	0.14	0.16	0.18	0.20	-	0.26	0.27	0.19	2.5
クロロホルム	0.13	0.15	0.16	0.18	-	-	-	-	18
1,2-ジクロロエタン	0.09	0.087	0.077	0.08	-	-	-	-	1.6
水銀 ^{※1}	-	-	-	-	2.5	-	-	-	40
ニッケル ^{※2}	-	-	-	-	4.4	-	-	-	25

※1: 単位は ngHg/m^3 ※2: 単位は ngNi/m^3

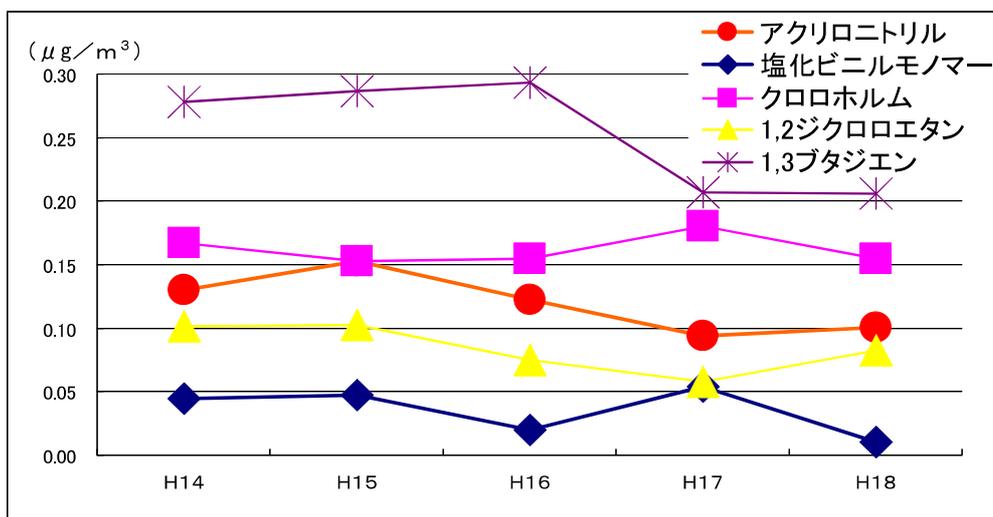


図3-1 継続調査地点における平均値の経年推移(指針値設定物質その1)

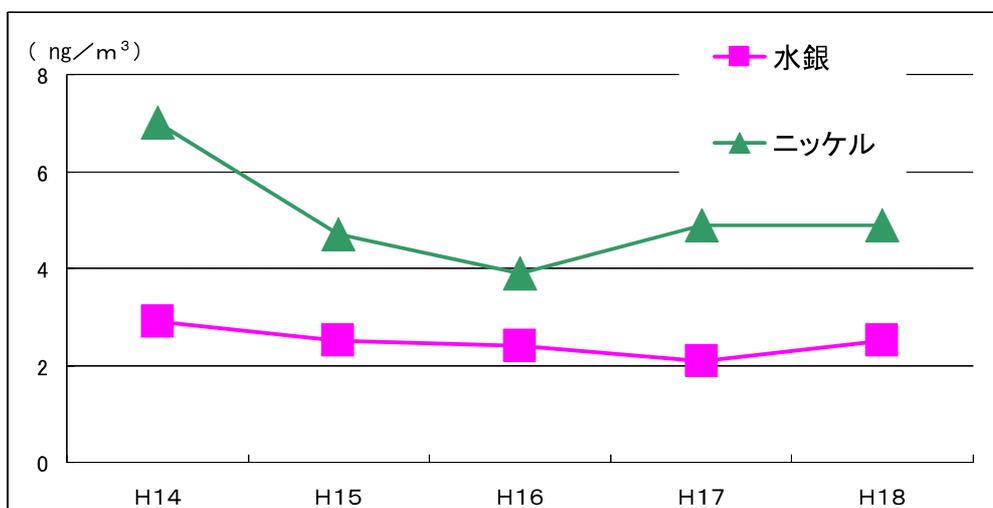


図3-2 継続調査地点における平均値の経年推移(指針値設定物質その2)

4. 調査結果（参考値）

有害大気汚染物質の優先取組物質 8 物質及び人の健康に影響を及ぼす可能性がある 8 物質は、ホルムアルデヒド、ベンゾ[a]ピレンで参考値（EPA 発がん性 10^{-5} リスク濃度）を超過しました。

ベンゾ[a]ピレンは、昨年とほぼ同じ値であり影響は軽微と考えられます。また、ホルムアルデヒドは、シックハウス症候群対策のための室内濃度指針値 $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) と比較すると十分低い値となっています。

表 5-1 優先取組物質等に指定されている物質【VOC】（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査物質	調査地点			参考値
	一般環境	沿道		
	①	⑥	⑦	
アセトアルデヒド	3.1	3.2	2.7	5
ホルムアルデヒド	4.2	6.0	4.6	0.8
酸化エチレン	0.12	0.14	0.14	-
トルエン*	17	21	26	260
キシレン*	3.3	4.4	3.6	-

「*」は優先取組物質として指定されていない物質。

表 5-2 優先取組物質等に指定されている物質【重金属類等】（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査物質	調査地点				参考値
	一般環境		沿道		
	①	⑧	⑥	⑦	
ベンゾ [a] ピレン	0.00019	-	0.00031	0.00030	0.00011
砒素	-	0.0020	-	-	0.002
マンガン	-	0.037	-	-	0.15
ベリリウム	-	0.000014	-	-	0.004
クロム	-	0.0074	-	-	0.0008
亜鉛*	-	0.24	-	-	5000
鉛*	-	0.023	-	-	100
カドミウム*	-	0.00068	-	-	50
銅*	-	0.028	-	-	1000
鉄*	-	1.1	-	-	5
バナジウム*	-	0.0033	-	-	-

「*」は優先取組物質として指定されていない物質。このうち、鉛とカドミウムは、ばい煙中の有害物質として定められている。

5. 今後の対応

本市は、県内で最も化学物質を排出する地域であることから、市民の安心・安全な暮らしを確保し難い状況です。そこで、環境リスクコミュニケーションや化学物質に関する普及啓発を行い排出量の削減を行うとともに、今年度から始めたトルエンやキシレンなど大量排出されている化学物質について、調査の充実を図っていきたいと考えます。

資料

モニタリングを行った物質の発がん性の評価、評価値等

物質名	IARC（国際がん研究機関）の発がん性評価	評価値等（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）		
		EPA10 ⁻⁵	WHO 欧州	大気環境基準等
アクリロニトリル	2B	0.1	0.5 ※1,3	2 ※
アセトアルデヒド	2B	5	-	-
塩化ビニルモノマー	1	2.3	10 ※1,3	10 ※
クロロホルム	2B	0.4	-	18 ※
酸化エチレン	1	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン	2B	0.4	700 ※3	1.6 ※
ジクロロメタン	2B	20	3000 ※4	150
テトラクロロエチレン	2A	-	250 ※2	200
トリクロロエチレン	2A	-	23 ※1,2	200
1, 3-ブタジエン	2A	0.3	-	2.5 ※
ベンゼン	1	1.3~4.5	1.7 ※1,2	3
ベンゾ [a] ピレン	2A	-	0.00011 ※1,2	-
ホルムアルデヒド	1	0.8	100 ※4	-
水銀及びその化合物	3	-	1 ※2	0.04 ※
ニッケル化合物	1	0.04 ※a 0.02 ※b	0.025 ※1	0.025 ※
ヒ素及びその化合物	1	0.002	0.0067 ※1,2	-
ベリリウム及びその化合物	1	0.004	-	-
マンガン及びその化合物	-	-	0.15 ※2	-
六価クロム化合物	1	0.0008	0.00025 ※1	-
トルエン	3	-	260 ※4	-
キシレン	3	-	-	-

○「IARCの発がん性評価」について

- 1 人に対して発がん性を示す物質
- 2 人に対して発がん性を示す可能性のある物質
- 2A 可能性の高い (probably) 物質
- 2B 可能性の低い (possibly) 物質
- 3 人に対して発がん性を評価するには十分な証拠が得られていない物質

○「評価値等」について

・「EPA 10^{-5} 」の欄は、米国環境保護庁が設定したユニットリスクに基づく 10^{-5} リスクレベル換算値

※ a ニッケル精錬所からの煤じんに対して

※ b 2硫化3ニッケル (Ni_3S_2) に対して

・「WHO 欧州」の欄は、WHO欧州地域事務局のガイドライン値

※ 1 ユニットリスクの 10^{-5} レベル換算値

※ 2 WHO欧州地域事務局の1996年の改定ガイドライン値

※ 3 WHO欧州地域事務局の1996年の改訂の際に再評価が行われなかったが1987年のガイドラインにある物質

※ 4 ジクロロメタンは24時間平均値、ホルムアルデヒドは30分平均値、トルエンは1週間平均値であり、これ以外のユニットリスクで示されない物質は年平均値を示す。

・「大気環境基準等」の欄は、環境基本法第16条に基づく大気環境基準、又は中央環境審議会第七次答申に基づく環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 (指針値)

※ 指針値 (記号のないものは環境基準)